

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

岡山県立真庭高等学校
校長 豊田 涼

5月8日（月）以降の新型コロナウイルス感染症対応について

新緑の候、保護者の皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素より教育活動に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同等の扱いとなります。岡山県教育委員会の指導にしたがい、以下のとおり対応します。御理解と御協力をお願いします。

記

1 マスクの着用について

現在、原則としてマスクの着用をお願いしていますが、今後は生徒及び教職員にマスクの着用を求めないことを基本とします。したがって、教育活動におけるマスクの着用については個人の判断となります。

登下校時の混雑したバスや電車の車内、医療機関や高齢者施設を実習等で訪問する場合など社会一般においてマスクが求められる場面では着用を推奨します。

2 感染に対する対応について

(1) 本人が陽性判定を受けた場合

発症日を0日として発症後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで出席停止となります。また、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。なお、治癒証明書は不要です。

(2) 家族が陽性判定を受けた場合

今後は濃厚接触者としての特定は行われません。これまで濃厚接触者として特定されていた場合の行動制限はなくなります。したがって、家族が陽性になった場合も直ちに出席停止とはならず、本人に症状がなければ登校して差し支えありません。

(3) 本人に風邪症状がある場合

本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校をせず、自宅で休養することが重要です。通院して検査を受け、陽性判定を受けた場合は(1)のとおり出席停止となりますが、風邪症状で学校を休む場合は欠席の扱いとなります。

学校で発熱等の症状が見られた場合は、自宅で休養してもらいます。受診された場合は受診状況をお知らせください。なお、学校から自己検査を求めることはありません。

(4) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいる場合や、本人に医療的なケアが必要であったり、基礎疾患があつて重症化するリスクが高かったりする場合に、感染が不安で学校を休ませたい場合には、学校まで御相談ください。

(5) その他の対応

- ① 手洗い等の手指衛生、咳エチケット、教室の換気については今後も継続します。
- ② 昼食時の黙食は不要です。
- ③ 毎朝の健康観察は継続しますが、検温は不要です。

以上